

公益財団法人山口県スポーツ協会賛助会員規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人山口県スポーツ協会（以下「本会」という。）が、本県スポーツ水準の向上と、県民総スポーツの実現を目指し、県民の体力の向上を図り、健康で明るい生活の創造に寄与するための事業に必要な経費調達を図る。

（会員）

第2条 本会の目的及び事業の主旨に賛同し、入会した企業及びその他の団体、個人を賛助会員（以下「会員」という。）とする。

2 会員は次号のことを受けることができる。

（1）本会発行の刊行物の配布

（2）本会主催の主要行事等の入場の便宜

（3）企業、その他の団体会員の要請による職場内に於いて行う各種スポーツ、レクリエーション活動への指導者の斡旋

（会費）

第3条 会費は次の各号のとおりとし、それぞれ1口以上を当該年度（毎年4月1日から翌年3月31日まで）分を2月末日までに、所定の方法により納入するものとする。

（1）企業、その他の団体 年額1万円を1口とし、1口以上

（2）個人 年額3千円を1口とし、1口以上

（委任）

第4条 この規程の施行について、必要な事項は別に定める。

（その他）

第5条 本会は、賛助会員に対し、当該年度の事業及び決算報告をする。

附 則

1 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成19年3月23日から施行する。

3 この規程は、公益財団法人山口県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

4 この規程は、令和5年4月1日から施行する。